

西大寺税務署からのお知らせ

確定申告会場では、原則として「マイナンバーカード」と「ご自身のスマートフォン」を利用して申告書を作成します。

★紙の申告書削減の取り組みにご協力をお願いします。

西大寺税務署の確定申告会場開設期間

2月17日（月）～3月17日（月）※土日祝は除く

「不動産の売却」「贈与税」の申告相談を希望する人は、次の相談日にお越しください。

2月25日（火）～28日（金）および3月7日（金）～17日（月）

■スマートフォンをお持ちの人は、マイナンバーカードとマイナンバーカード取得時に設定した次のパスワードを必ず持参してください。

- ①「利用者証明用電子証明書」（数字4桁）
- ②「署名用電子証明書」（英数字6文字以上16文字以下）

■パソコン操作補助は少人数で対応するため待ち時間が長時間となります。

■申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日配付またはLINEアプリによるオンライン事前発行で取得できます（オンライン事前発行は、来場希望日の10日前から申し込み可能です）。

■入場整理券（当日配付分）は限りがあるため、なくなり次第受け付けを締め切ります。

■自家用車で来場する場合は、「西大寺税務署口」交差点から進入し、西側出入口から駐車してください。



市税の口座振替をご利用ください

市税の納付には、便利で確実な口座振替（自動払込）制度をご利用ください。納期ごとに金融機関などへ出向かなくても、自動的に預貯金から納税できます。忙しい人、留守がちの人には特に便利です。

手続きは、税務課、各支所・出張所、市内の金融機関の窓口で随時受け付けています。口座番号を確認できるものと通帳印を持参し、窓口に備え付けの口座振替依頼書を提出してください。

国税務課 ☎0869-22-1114

確定申告は マイナンバーカードでe-Tax

マイナポータル連携で控除証明書などのデータが自動入力できます！

※利用には事前準備が必要です。

「確定申告書等作成コーナー」では金額などを入力すると自動計算で申告書が完成！



マイナポータル連携の詳細はこちらから



申告書作成コーナーはこちらから

作成コーナー

廃車などの手続きは3月末までにしましょう



軽自動車税（種別割）は、4月1日の所有者（使用者）に課税されます。廃棄、譲渡などをして現在所有していない車両は、下表により3月末までに廃車または名義変更の手続きをしてください。

国税務課 ☎0869-22-1114

車種	手続き場所・問い合わせ先	手続きに必要なもの
三輪四輪の軽自動車	軽自動車検査協会岡山事務所 岡山市北区久米177-3 ☎050-3816-3084	検査証、住民票、ナンバープレート（廃車時）など
軽二輪（125ccを超え250ccまで）、二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）	中国運輸局岡山運輸支局 岡山市北区富吉5301-5 ☎050-5540-2072	※手続き内容によっては上記以外にも必要なものがありますので、事前に問い合わせ先へ確認することをお勧めします。
原動機付自転車（125cc以下の二輪車）、小型特殊自動車（農耕用・その他）	■手続き場所 税務課、牛窓支所、長船支所、裳掛出張所 ■問い合わせ先 税務課 ☎0869-22-1114	・名義変更（市内同士の場合） 譲渡証明書、標識交付証明書 ・廃車 ナンバープレート、標識交付証明書 ※免許証などの本人確認書類



申告や税などに関する 情報あれこれ

確定申告Q&A



質問 医療費控除の申告は？

令和6年中に支払った医療費が10万円以下でしたが、医療費控除は受けられますか。

答え 所得金額によって受けられる場合があります

医療費控除額は支払った医療費の領収書の総額が、10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額を超える額が対象となります。

なお、申告した医療費控除は支払った医療費が還付されるのではなく、所得控除となります。そのため、所得税が源泉徴収されていない場合、還付される金額はありません。市県民税が課税される場合には、市県民税の税額が減額になる場合があります。※インフルエンザの予防接種など疾病の治療以外にかかった費用は対象になりません。また、高額療養費や保険金などで補てんされた金

額は差し引いてください。

質問 障害者手帳での控除は？

障害者手帳を持っています。が、控除の対象になりますか。また、扶養親族が障害者である場合には、障害者控除が受けられますか。

答え どちらも対象になります

障害者控除の対象になります。年末調整の際に勤務先へ申請していなかった人、また年金受給者などで障害者控除を受けていない人は、申告の際に手帳をお持ちください。

国税務課

☎0869-22-1114

国民健康保険税などの算定にかかる申告

国民健康保険に加入している世帯や、後期高齢者医療保険被保険者（75歳以上の人）または介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）がいる世帯の人は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料算定のため、所得の有

無にかかわらず申告してください。

要介護認定を受けている人の障害者控除

国民健康保険税は、所得が一定水準に満たない場合は軽減措置が受けられますが、未申告の人がいた場合には所得が把握できないため、軽減が受けられないことがありますのでご注意ください。

国税務課

☎0869-22-1114

「一時所得」「雑所得」の申告

令和6年中に満期や解約のあった生命保険や損害保険などは、「一時所得」に該当しますので、場合によっては申告が必要です。

また、公的年金などのほかに、個人で掛けている郵便局や農協、生命保険会社などの年金は、「雑所得」として申告が必要です。郵便局や農協、生命保険会社などから「年金支払のお知らせ」が届いていないか、ご確認ください。

国税務課

☎0869-22-1114

▽申請方法

令和6年12月31日

▽認定基準日

令和6年12月31日

▽申請方法

障害者控除対象者認定書交付申請書はいきいき長寿課、長船支所、牛窓支所、裳掛出張所にあります（市ホームページからもダウンロード可能）。申請書に必要事項を記入し、提出してください。

※障害者控除対象者認定書の交付には約10日かかります。令和6年12月31日の時点で障害者手帳を持っている人は、手帳により障害者控除を受けることができます。

申いきいき長寿課、牛窓支所、長船支所、裳掛出張所

問い合わせ長寿課

☎0869-24-8869